

苫小牧市指定給水装置工事事業者のみなさまへ



令和元年(2019年)10月1日より
指定給水装置工事事業者は 5年ごとの更新が必要となります

「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日に施行され、指定の更新制度が導入されるため、指定の有効期限が従来の無期限から**5年間**へ変更となります。
 ※現行制度で指定を受けている指定事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期限が異なります。(下表参照)



| 苫小牧市より指定を受けた日 | 初回更新までの指定の有効期間 |
|----------------------|---------------------------|
| 平成10年4月1日～平成11年3月31日 | 改正法施行日の前日から1年：令和2年9月29日まで |
| 平成11年4月1日～平成15年3月31日 | 2年：令和3年9月29日まで |
| 平成15年4月1日～平成19年3月31日 | 3年：令和4年9月29日まで |
| 平成19年4月1日～平成25年3月31日 | 4年：令和5年9月29日まで |
| 平成25年4月1日～令和元年9月30日 | 5年：令和6年9月29日まで |

対象となる指定給水装置工事事業者さまには、**事前に郵送にて通知**を行います。なお、郵便の不着や未更新の方への**再通知はいたしません**。

★更新申請に必要な書類（新規の指定と同様のもの）

1. 指定給水装置工事事業者指定申請書
2. 機械器具調書
3. 給水装置工事主任技術者選任届出書
4. 誓約書
5. 定款（法人）
6. 登記簿謄本または履歴事項全部証明書（法人）
7. 住民票（個人）
8. 印鑑証明書
9. 給水装置工事主任技術者免状
10. 会社所在地の地図・写真
11. 給水装置工事主任技術者証
12. 苫小牧市指定給水装置工事事業者証（返納）



★指定更新手数料
10,000円

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います

※事業の運営に関する基準（法第25条の8及び法施行規則第36条）に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- i. 指定給水装置工事事業者の講習会の受講実績
- ii. 指定給水装置工事事業者の業務内容（営業時間、漏水修繕、対応工事等）
- iii. 給水装置工事主任技術者等の研修会の受講状況
- iv. 適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況



◎4項目確認資料

- ・講習会の受講修了証等
- ・外部研修の受講実績履歴等
- ※自社内研修は証明不要
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無